

日本庭園協会東京都支部 規約

第1章（総則）

- 第1条 本会は日本庭園協会東京都支部と称す。以下、本会と呼ぶ。
本会の事務所を支部長会社内に置く。
- 第2条 本会の目的は会員相互の親睦と伝統技術の伝承を図ることとし、造園業界の向上と円滑なる事業運営を期することを目的とする。
- 第3条 本会は前条の目的を達成する為、次の事業を行う。
1. 造園業の技術並びに知識の普及と向上に関する事項
 2. 視察並びに講習会、勉強会事業
 3. 非常災害時に於ける応急奉仕及び公益団体への協力
 4. その他目的達成に必要な事項

第2章（会員）

- 第1条 会員は本会の会員であって東京都支部の目的に賛同し本会に定める会費を納める者とする。
- 第2条 本会に入会希望者は、親会 一般社団法人日本庭園協会に入会し東京都支部会員の紹介を経て入会することとする。
- 第3条 会員が本会を退会する時は退会届けを支部長に提出しなければならない。
- 第4条 本会は会員に次の事由があった場合、決議を経て会員の資格を失う。
1. 本会の規約に反する者
 2. 事業及び運営に協力を妨げる者
 3. 会費を納入しない者
 4. 親会 一般社団法人日本庭園協会を退会した者

第3章（役員）

- 第1条 本会に次の役員を置く。
- | | |
|---------|-----|
| 1. 支部長 | 1名 |
| 2. 副支部長 | 2名 |
| 3. 委員長 | 若干名 |
| 4. 会計 | 1名 |
| 5. 監事 | 1名 |
- 第2条 本会の役員は会員の中より選出する。
- 第3条 支部長、副支部長、委員長及び会計監査は役員の内互選にする。
- 第4条 役員の内任期は2年とし、再任は妨げない。

第4章（委員会）

- 第1条 本会の発展のため下記の委員会を置く。
1. 総務委員会 支部の総務一般を行う。
 2. 技術指導委員会 技術向上のための講習会、勉強会等の企画及び開催。
 3. 広報委員会 広報誌の発行、SNSによる発信、それに伴う企画、開催。
 4. 伝統文化委員会 伝統文化の伝承及び発展のための企画及び開催。
 5. 自然環境委員会 環境保護活動、自然災害時の応急奉仕及びそれに伴う企画、開催。
- 第2条 委員会はそれぞれ委員長を1名置き、重複は妨げない。
- 第3条 委員会の新設、廃止及び名義変更は役員会の承認を経て総会で決定する。

第5章（役員会）

- 第1条 本会の議決会議は総会及び役員会とする。
- 第2条 総会は毎年1回以上行い、支部長が招集する。
- 第3条 役員会は本会の運営にあたり必要があると認めた時は随時、支部長が招集する。
- 第4条 会議はすべて支部長が招集する。
- 第5条 会議の議長は支部長が当たる。
- 第6条 議案は役員会にて決定し総会に報告する。
- 第7条 決議は総会において出席者の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

第6章（会計）

- 第1条 本会の経費は次を以って構成する。
1. 年会費
 2. 寄付金
 3. 共同事業費
 4. その他
- 第2条 本会の年会費は5,000円とし、毎年、6月までに一年分を納入する。
- 第3条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日までとする。
- 第4条 会員に弔事があった場合は金品を贈呈することができる。

2022年6月25日